

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員
監査公表

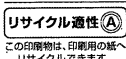
福島県監査委員

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、行政監査を執行した結果は、別冊のとおりです。

平成31年 3月26日

福島県監査委員	長	尾	ト	子
福島県監査委員	古	市	三	久
福島県監査委員	美	馬	武	千
福島県監査委員	菅	家	惣	一郎
			(監査総務課)	



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福 島 県
印刷所 株式会社 第一印刷

平成31年3月26日（火曜日）

福島県報号外第17号別冊

平成30年度

行政監査結果報告書

「県有一般利用施設の維持管理について」

平成31年3月

福島県監査委員

目 次

第1	監査の概要	-----	1
1	テーマ	-----	1
2	目的	-----	1
3	対象機関等	-----	1
4	主な着眼点	-----	2
5	実施時期	-----	2
6	実施方法	-----	2
第2	監査の結果	-----	3
1	対象施設の概要	-----	3
2	福島県公共施設等総合管理計画等の推進状況	-----	4
3	建物の定期点検等について	-----	6
4	建物の修繕（補修及び改修）について	-----	9
5	様々な利用者に配慮した機能整備について	-----	11
6	個別施設計画の策定について	-----	15
第3	監査委員意見	-----	18
1	監査結果の総括	-----	18
2	個別に検討改善を要する点	-----	19
参考資料			
	施設の概要	-----	21

第1 監査の概要

1 テーマ

県有一般利用施設の維持管理について

2 目的

県有施設においては、経年劣化や社会的な要因による需要の変化が進み、それに対応する修繕等の維持管理が課題となっている。

特に、県立図書館等の不特定多数の県民等が利用する県有施設（以下「県有一般利用施設」という。）においては、老朽化対策とともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や観光等により増加が見込まれる外国人を含め、さまざまな利用者の利便性に配慮した機能の改善が求められている。

このため、県有一般利用施設において、施設の老朽化や利用者の多様なニーズに対応する対策が適切に実施されているかを監査し、安全で快適な施設利用に資することを目的とする。

3 対象機関等

不特定多数の県民等が利用する県の公の施設等から、事前調査結果を踏まえて15施設を対象施設に選定し、当該施設の維持管理を担当する施設機関として14機関、その本庁所管課として10課室、県有施設の維持管理を全庁的に推進する施策所管課として2課を対象機関とした。

(1) 対象施設

① 県直営施設：6施設

福島県女性のための相談支援センター、福島県立南会津病院、福島県立図書館、福島県立美術館、福島県立博物館、郡山運転免許センター

② 指定管理・委託施設：9施設

福島県文化センター、ふくしま海洋科学館、福島県男女共生センター、浄土平レストハウス、福島県産業交流館、ふくしま県民の森、あづま総合運動公園、福島県文化財センター白河館、福島県いわき海浜自然の家

(2) 対象機関

① 施設機関：14機関

企画調整部／文化振興課、生涯学習課、生活環境部／男女共生課、保健福祉部／女性のための相談支援センター、商工労働部／観光交流課、農林水産部／森林保全課、土木部／県北建設事務所、病院局／南会津病院、教育委員会／社会教育課、文化財課、図書館、美術館、博物館、公安委員会／運転免許課

② 本庁所管課：10課室（※施設機関重複除く。）

企画調整部／企画調整課、生活環境部／生活環境総務課、保健福祉部／保健福祉総務課、児童家庭課、商工労働部／商工総務課、農林水産部／農林総務課、土木部／まちづくり推進課、病院局／病院経営課、教育委員会／財務課施設財産室、社会教育課（※施設機関重複）、公安委員会／施設装備課

③施策所管課：2課

総務部／財産管理課、土木部／営繕課

(3) 関係人調査

指定管理・委託施設の指定管理者及び管理委託者：8法人

公益財団法人福島県文化振興財団、公益財団法人ふくしま海洋科学館、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構、公益財団法人福島県観光物産交流協会、公益財団法人福島県産業振興センター、公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ 財団、公益財団法人福島県都市公園・緑化協会、公益財団法人いわき市教育文化事業団

4 主な着眼点

- (1) 建物の定期点検が適切に実施され、その結果が蓄積されているか。
- (2) 建物の修繕が効果的に実施されているか。
- (3) 様々な利用者に配慮した機能が整備されているか。
- (4) 個別施設計画の策定がその目的の達成に向け計画的に進められているか。

5 実施時期

平成30年4月から平成31年3月まで

6 実施方法

事務局による職員調査を実施し、その結果を踏まえ監査委員による書面監査を行った。

第2 監査の結果

1 対象施設の概要

監査の目的に沿って対象15施設を選定したが、その概要は表1（各施設ごとの概要は参考資料）のとおりである。各施設には倉庫等を含む複数の建物があるが、そのうち、一般利用面積が大きい主要な建物を対象とした。

なお、浄土平レストハウスについては、吾妻山噴火警戒レベル上昇に伴い、平成30年9月から営業休止となっているため、委託管理者の事務所において現地確認に代わる調査を実施した。

【表1. 監査対象施設・建物】

平成30年4月1日現在

No.	部局等	施設名	所在市町村	管理方法	施設類型 ^(※1)	対象とした建物			
						名称	建設年・月	築年数 ^(※2) 耐震性能、 改修状況	
1	企画調整部	福島県文化センター	福島市	指定管理	建物施設:庁舎等 その他の建物	文化会館	S45.7	47	A:H24改修
						歴史資料館	S45.7	47	A:H24改修
2		ふくしま海洋科学館	いわき市	指定管理	建物施設:庁舎等 その他の建物	本館	H11.12	18	新耐震
						アクアマリンえっぐ	H22.1	8	新耐震
3	生活環境部	福島県男女共生センター	二本松市	指定管理	建物施設:庁舎等 その他の建物	男女共生センター	H12.11	17	新耐震
4	保健福祉部	福島県女性のための相談支援センター	福島市	直営	建物施設:庁舎等 その他の建物	女性のための相談支援センター	H16.3	13	新耐震
5	商工労働部	浄土平レストハウス	福島市	委託	建物施設:庁舎等 その他の建物	浄土平レストハウス	H5.9	24	新耐震
6		福島県産業交流館	郡山市	指定管理	建物施設:庁舎等 その他の建物	福島県産業交流館	H10.10	19	新耐震
7	農林水産部	ふくしま県民の森	大玉村	指定管理	建物施設:庁舎等 その他の建物	管理棟	H10.4	20	新耐震
						展示館	S58.12	34	新耐震
						森林館	S47.10	45	未診断
8	土木部	あづま総合運動公園	福島市	指定管理	土木系インフラ施設: 公園施設	体育館	H4.10	25	新耐震
9	病院局	福島県立南会津病院	南会津町	直営	建物施設:県立病院事業施設	病院庁舎	H7.4	23	新耐震
10	教育委員会	福島県文化財センター 白河館	白河市	指定管理	建物施設:庁舎等 その他の建物	本館	H12.10	17	新耐震
11		福島県立図書館	福島市	直営	建物施設:庁舎等 その他の建物	本館	S59.3	34	新耐震
12		福島県立美術館	福島市	直営	建物施設:庁舎等 その他の建物	展示館	S59.3	34	新耐震
13		福島県立博物館	会津若松市	直営	建物施設:庁舎等 その他の建物	展示館	S61.4	32	新耐震
14		福島県いわき海浜自然の家	いわき市	指定管理	建物施設:庁舎等 その他の建物	本館	H8.7	21	新耐震
15	公安委員会	郡山運転免許センター	郡山市	直営	建物施設:庁舎等 その他の建物	警察庁舎	H8.12	21	新耐震

※1) 福島県公共施設等総合管理計画における施設類型

※2) 平成30年4月1日現在の築後経過年数

2 福島県公共施設等総合管理計画等の推進状況

(1) 福島県公共施設等総合管理計画の策定

福島県公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）は、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって長寿命化・統廃合・更新等を計画的に行うことにより県民の安全・安心を確保するとともに、財政負担の軽減・平準化を図るため、国の「インフラ長寿命化基本計画」（以下「国基本計画」という。）による取組を踏まえ、「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（平成26年4月総務省通知、平成30年2月改訂）」（以下「総務省指針」という。）に基づき、平成29年3月に策定された。

総合管理計画においては、本県の公共施設等の現況及び将来の見通し（公共施設等の保有量、老朽化の状況、人口推計、将来負担の見通し、財政状況）を整理し、公共施設等の管理に当たっては、これらの現状や課題に関する基本認識の下に、公共施設等の管理に関する基本的な考え方として7つの実施方針（①点検・診断等の実施方針②維持管理・修繕・更新等の実施方針③安全確保の実施方針④耐震化の実施方針⑤長寿命化の実施方針⑥統合や廃止の推進方針⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針）と、これを踏まえた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（26類型：インフラ施設22類型、建物施設4類型）を定め、性能の向上、長寿命化、維持管理費の縮減、施設総量の適正化を図り、公共施設等のサービスの向上を目指すこととしている。

なお、総務省指針においては、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方」に、「計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載する」、「公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進方針について記載すること」等が改訂により追加されたが、それらの総合管理計画への反映は、まだなされていない。

(2) 総合管理計画に基づく個別施設計画の策定

総合管理計画に基づく個別施設計画（以下「個別施設計画」という）について、総合管理計画において、総合管理計画に基づく道路、河川、学校等の公共施設ごとの計画とする位置づけはあるが、具体的な定義等に関する記載はない。

「公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定について」（平成29年7月26日付け29文第1404号の県有財産最適活用推進委員会委員長通知、以下「個別施設計画策定通知」という。）において、個別施設計画を「総合管理計画に基づく長寿命化計画」と表示し、本県が所有又は管理する全ての公共施設等（一部除外あり）を対象に、各財産管理部局が平成32年度までに個別施設計画を策定することとし、今後の取組方針として、個別施設計画に記載すべき事項（対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状況、対策内容と実施時期、対策費用）、個別施設計画の策定単位、個別施設計画の事務分担、既存の個別施設計画の取扱い、個別施設計画策定進捗管理・工程表（平成29～33年度）等を示している。

「公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に関するサンプル版について」（平成30年7月31日付け30文第1292号県有財産最適活用推進委員会委員長通知、以下「個別施設計画サンプル版通知」という。）においては、国からガイドライン等

が示されていない県有建物について、一定の共通した考えの下に個別施設計画を策定する必要があることから、ひな形となる個別施設計画（サンプル版）（以下「個別施設計画サンプル版」という。）を示し、計画の構成〔表紙、本文、個別施設計画（施設ごと、1施設全体の状況、2個別建物の状況）〕や、個別施設計画を策定する上で必要となる資料〔劣化度点検チェックシート、長期修繕計画表、中長期的な経費の見込み（1施設ごと、2個別建物ごと）、工事等計画一覧表〕の作成方法等を示している。

（3）福島県県有建物長寿命化指針の策定

福島県県有建物長寿命化指針（以下「長寿命化指針」という。）については、利用者の安全・安心と建物の性能水準を確保しながら良質な建物を長く使用する「建物の長寿命化」を目指し、定期点検の手法や長寿命化計画書の作成方法・技術的方向を示すものとして、福島県県有建物に係る資産戦略（以下「資産戦略」という。）に基づき、県（土木部営繕課）が平成26年6月に策定した。この中で、不具合が発生してから修繕等の対処をする事後保全と築後40年程度で解体・建替えを行うこれまでの取組から、軽微な劣化が見られた段階等で早期に対処する予防保全と事後保全を組み合わせた計画的な保全と適正な時期に大規模改修を行う取組へ転換し、LCC（建物の企画設計段階から解体までに要する経費）の縮減を図る長寿命化の方向性や、そのための3つの具体策（①定期点検の実施、②長寿命化計画書の作成、③ファシリティコスト管理システムの活用）についての実施方法を示している。また、平成28年3月策定の県有建物長寿命化計画書作成マニュアル（以下「長寿命化計画書作成マニュアル」という。）において、長寿命化計画書の具体的な作成方法等を示している。

なお、職員調査において、長寿命化計画書は、長期修繕計画表及び劣化度点検チェックシートの作成とされ、長寿命化計画書作成マニュアルの内容と一致しないこと、また、ファシリティコスト管理システムは平成29年度に廃止されたことを確認したが、当該調査時点で資産戦略、長寿命化指針及び長寿命化計画書作成マニュアルの見直しは行われていない。

3 建物の定期点検等について

《着眼点1：建物の定期点検が適切に実施され、その結果が蓄積されているか。》

総合管理計画の「点検・診断等の実施方針」において、適切な時期に点検・診断を実施することはもとより、点検・診断の記録を整備して老朽化対策等にかかしていくとされている。長寿命化指針においては、適切な時期に修繕を行い建物の長寿命化を行うためには日常点検や建築基準法第12条による定期点検（以下「法定点検」という。）が重要であり、日常点検、法定点検及び劣化度点検により常に建物の状態を把握し、これらの点検結果を長寿命化計画書に反映させることを、長寿命化に向けた具体策の1つに掲げている。また、平成28年11月策定の県有建物点検マニュアル（以下「点検マニュアル」という。）において、定期点検の種類を3種類（日常点検、法定点検、劣化度点検）とし、それらの頻度、点検者、点検方法等について劣化度点検チェックシートの様式とともに具体的に示している。

劣化状況の把握については、点検マニュアルにおいて、過去の修繕履歴・点検実施結果の保管、不具合や工事履歴等を記録する建物劣化状況表等の作成によりデータを蓄積し、劣化具合の進行等を把握して効率的で効果的な修繕に活用することを、建物劣化状況表の様式とともに示している。

これらを踏まえ、着眼点1のポイントを、(1)点検マニュアルに沿った建物の定期点検の実施、(2)県機関における建物劣化状況表等の整備及び法定点検結果等の保管による点検結果等の蓄積として、対象施設の主な建物について検証した。対象施設ごとの結果は表2のとおりであり、全体的にまとめた結果は以下のとおりである。

(1) 定期点検の実施

日常点検については、15施設のうち2施設が実施しており、13施設が実施していない。実施していない施設について、設備の保守点検、警備業務又は職員の巡回等により雨漏りなど異常の発見があれば報告されるが、点検マニュアルで建築の点検ポイントとしている「基礎コンクリートに沈下はないか」、「外壁躯体にひび割れ、欠損、錆等はないか」などの項目を点検・記録しているとは認められなかった。実施している2施設（福島県女性のための相談支援センター、福島県産業交流館）については、建築の点検項目に係る点検・記録の実施が認められるものの、年1回又は2回の頻度であり、「日常」というには少ない回数（マニュアルの目安は「おおむね月1回」）となっている。

法定点検については、点検の対象とならない1施設（郡山運転免許センター）を除く14施設全てが実施する必要があるが、4施設が実施していない。この4施設について、ふくしま海洋科学館は点検者の資格要件を欠き、浄土平レストハウス、福島県立図書館及び福島県いわき海浜自然の家は、平成30年度に実施予定であるが過去3年以上実施していない現状にあり、適正を欠く状態にある。

劣化度点検については、15施設のうち6施設が実施しており、9施設が実施していない。実施していない施設には、平成23年5月の実施以後5年以上未実施の施設、劣化度点検シートを作成しているが現場を確認した写真と一致しない不備がある施設も含んでいる。

なお、劣化度点検は、個別施設計画の策定における長期修繕計画表にその結果が

直接反映されるが、点検ポイント項目数が建築だけでも法定点検を15上回る数になっており、それに対応する技術・労力が資格を有しない点検者（施設管理者・担当者）に求められる。

以上の点から定期点検の実施状況を総合すると、3種類の定期点検を全て実施している施設は福島県女性のための相談支援センター1施設に留まる一方、法定点検を含む全ての点検を実施していない施設が3施設（浄土平レストハウス、福島県立図書館、福島県いわき海浜自然の家）あり、総じて不十分となっている。

（2）点検結果等の蓄積

建物劣化状況表等については、15施設のうち3施設（福島県女性のための相談支援センター、ふくしま県民の森、福島県立美術館）に係る県機関が整備しており、12施設に係る県機関が作成していない。作成していない機関には、建物劣化状況表に工事履歴の記載はあるが、点検結果による不具合や劣化状況の記載がなく未整備になっているものも含んでいる。

法定点検結果等の保管については、15施設のうち6施設に係る県機関が法定点検又は劣化度点検の結果を保管しており、9施設に係る県機関が両方とも保管していない。保管していない機関には、劣化度点検の結果の保管はあるが、その点検が5年以上前の実施であるものや点検内容に不備があるものも含んでいる。保管している機関のうち、法定点検と劣化度点検の結果を両方保管しているのは2施設（福島県女性のための相談支援センター、ふくしま県民の森）に係る県機関となっている。なお、指定管理者が法定点検を実施している5施設のうち4施設に係る県機関が、指定管理者から点検結果の報告を受けず保管していない。

以上の点から点検結果等の蓄積状況を総合すると、建物劣化状況表等を整備しているのが3施設、法定点検及び劣化度点検の結果を保管しているのは2施設に係る県機関に留まっており、総じて不十分となっている。

【表2 定期点検の実施状況、点検結果等の蓄積状況】

行政監査職員調査時

No.	施設名	①定期点検の実施状況			②点検結果等の蓄積状況
		日常点検	法定点検	劣化度点検	
1	福島県文化センター	指定管理者が、建築設備総合保守管理業務委託による館内施設巡視点検をしているが、建築物の点検項目について実施なし。	指定管理者が、専門業者に委託して実施(直近H30.3月)。	指定管理者の職員が、劣化度点検シートにより実施(直近H28.6月)。	・建物劣化状況表等の整備なし。 ・法定点検及び劣化度点検結果の県機関の保管なし。
2	ふくしま海洋科学館	指定管理者が、警備業務委託による館内巡回業務をしているが、建築物の点検項目について実施なし。	指定管理者の特定建築物調査員でない一般職員が劣化度点検シートにより実施しており、法定点検の実施に該当しない。	指定管理者の職員が、劣化度点検シートにより実施(直近H28.1月)。	・建物劣化状況表等の整備なし。 ・劣化度点検のみ県機関の保管あり。
3	福島県男女共生センター	指定管理者が、維持管理業務委託による巡回監視をしているが、建築物の点検項目について実施なし。	指定管理者が、専門業者に委託して実施(直近H28.11月)。	指定管理者の職員が、劣化度点検シートにより実施(直近H28.1月)。	・建物劣化状況表等の整備なし。 ・法定点検及び劣化度点検結果の県機関の保管なし。
4	福島県女性のための相談支援センター	県(当施設)の職員が、建築物等調査点検表により、年1回実施(平成29年度7月)。	県(当施設)の特定建築物調査員である職員が実施(直近H29.3月)。	県(当施設)の職員が、劣化度点検シートにより実施(直近H27.12月)。	・建築物等調査点検表の整備あり。 ・法定点検及び劣化度点検結果の県機関の保管あり。
5	浄土平レストハウス	委託管理者が、委託による発電・給水設備、浄化槽等の点検をしているが、建築物の点検項目について実施なし。	・平成29年度まで実施なし。 ・平成30年度に県(観光交流課)が専門業者に委託して実施予定。	実施なし。	・建物劣化状況表等の整備なし。 ・法定点検及び劣化度点検結果の県機関の保管なし。
6	福島県産業交流館	指定管理者が、電気・機械設備運転・監視・保守・点検業務委託により、建築日常点検を年2回実施(平成29年度5月、10月)。	指定管理者が、平成27年度実施漏れがあったが、平成30年度に専門業者に委託して実施(直近H30.9月)。	実施なし。	・建物劣化状況表等の整備なし。 ・法定点検及び劣化度点検結果の県機関の保管なし。
7	ふくしま県民の森	指定管理者が、業務委託(清掃管理業務)により、客室点検を実施しているが、建築物の点検項目について実施なし。	県(森林保全課)が専門業者に委託して実施(直近H30.3月)。	県(森林保全課)の職員が、劣化度点検シートにより実施(直近H28.2月)。	・建物劣化状況表等の整備あり。 ・法定点検及び劣化度点検結果の県機関の保管あり。
8	あづま総合運動公園	指定管理者の職員が、公園巡視等による異常の有無の確認をしているが、建築物の点検項目について実施なし。	指定管理者の二級建築士である職員が毎年実施。	県(県北建設事務所)が、H23.5月に長寿命化計画策定業務委託に係る健全度調査により実施しているが、それ以降5年以上実施していない。	・建物劣化状況表等の整備なし。 ・法定点検結果の県機関の保管はあるが、劣化度点検の保管はH23.5月時の結果。
9	福島県立南会津病院	県(当施設)が、病院庁舎総合管理業務委託による巡視点検をしているが、建築物の点検項目について実施なし。	県(当施設)が、専門業者に委託して実施(直近H29.3月)。	実施なし。	・建物劣化状況表等の整備なし。 ・法定点検のみ県機関の保管あり。
10	福島県文化財センター白河館	指定管理者の職員が、鍵使用・火気点検をしているが、建築物の点検項目について実施なし。	指定管理者が、専門業者に委託して実施(直近H30.1月)。	実施なし。	・建物劣化状況表等の整備なし。 ・法定点検及び劣化度点検結果の県機関の保管なし。
11	福島県立図書館	県(当施設)が、職員による館内巡回及び警備管理業務委託による巡回点検をしているが、建築物の点検項目について実施なし。	・平成29年度まで実施なし。 ・平成30年度に県(美術館・図書館)が、専門業者に委託して実施予定。	実施なし。	・建物劣化状況表等の整備なし。 ・法定点検及び劣化度点検結果の県機関の保管なし。
12	福島県立美術館	県(当施設)が、警備管理業務委託による巡回点検をしているが、建築物の点検項目について実施なし。	・県(当施設)の特定建築物調査資格者である職員が実施(直近H27.3月)。 ・平成30年度に県(美術館・図書館)が、専門業者に委託して実施予定。	県(当施設)の職員が劣化度点検シートにより実施(直近H28.1月)。	・建物劣化状況表等の整備あり。 ・劣化度点検結果のみ県機関の保管あり。
13	福島県立博物館	県(当施設)の職員が、目視点検をしているが、建築物の点検項目について実施なし。	県(当施設)の特定建築物調査資格者である職員が実施(直近H28.5月)。	実施なし。	・建物劣化状況表等の整備なし。 ・法定点検のみ県機関の保管あり。
14	福島県いわき海浜自然の家	指定管理者の職員が、最終施錠確認時に各施設の目視点検をしているが、建築物の点検項目について実施なし。	・平成29年度まで実施なし。 ・平成30年度に指定管理者が、専門業者に委託して実施予定。	実施なし。	・建物劣化状況表等の整備なし。 ・法定点検及び劣化度点検結果の県機関の保管なし。
15	郡山運転免許センター	県(当施設)が、警備業務委託による巡回点検をしているが、建築物の点検項目について実施なし。	対象外施設で該当なし。	県(当施設)の職員が劣化度点検シートを作成しているが、点検シートと写真の内容が一致しない不備がある。	・建物劣化状況表を作成しているが、不具合や劣化状況の記録がなく整備が十分でない。 ・劣化度点検結果の保管はあるが、点検内容に不備がある。

4 建物の修繕（補修及び改修）について

《着眼点2：建物の修繕が効果的に実施されているか。》

総合管理計画の「維持管理・修繕・更新等の実施方針」において、これまでの不具合が生じてから修繕を行う事後保全から、今後は予防保全の考え方を取り入れ、長寿命化とライフサイクルコストの縮減・平準化を目指した計画的な保全を実施するとされている。

この考え方は、今後策定する個別施設計画に反映されるものであるが、策定前の事後保全においても、既存の修繕計画（ある場合）を踏まえ、点検等による不具合の発見や利用者の意見等に対応する優先度の高い修繕を効果的に行い、利用者の安全確保や機能改善を図ることが妥当と考えられる。

以上のことを踏まえ、着眼点2のポイントを、(1)点検・診断等による建物の状態を踏まえた修繕等中長期計画の策定、(2)修繕等の中長期計画、点検結果、雨漏りなどの不具合の発生又は利用者からの意見等に基づく優先度の高い修繕工事の選定として、対象施設の主な建物について検証した。対象施設ごとの結果は表3のとおりであり、全体的にまとめた結果は以下のとおりである。

なお、対象工事については、平成27～29年度に各施設が要望又は実施した主な建物の工事（建築設備工事含む）から抽出した。

(1) 修繕等の中長期計画の策定

建物の修繕等の中長期計画について、設備のみを対象とした計画や単年度の計画を除き、数年以上に渡る期間の計画を策定している施設は、15施設のうち5施設（福島県文化センター、ふくしま海洋科学館、福島県男女共生センター、あづま総合運動公園、福島県立美術館）あった。このうち、あづま総合運動公園（福島県公園施設長寿命化計画の「公園施設長寿命化計画調書」）と福島県男女共生センター（福島県男女共生センター修繕計画）は、劣化状況の調査結果に基づき計画的な保全対策を行う長期的な長寿命化計画となっている。

以上のとおり、5施設については、計画的に修繕等を実施していると認められる。

(2) 優先度の高い修繕工事の選定

各施設が要望又は施工した主な修繕工事（抽出案件）は、修繕の中長期計画、点検結果、雨漏り、床板はがれ、設備故障の不具合の発生、利用者への対応等に基づいており、全ての施設において、優先度の高い工事が選定されていると認められる。

ただし、工事の選定理由が建物の法定点検や健全度調査の結果に基づくものは2件で、その他の多くは、不具合の発生状況の確認に基づくものとなっており、法定点検等の結果が修繕工事の選定において十分に活用されていない。

【表3 建物の修繕状況】

行政監査職員調査時現在

No.	施設名	①修繕等に関する計画		②主な修繕工事の選定状況(※)	
		名称(期間)	中・長期計画の該当	工事名	選定の理由
1	福島県文化センター	福島県文化センター改修工事計画(H26～H33)	該当する (点検・診断結果なし)	トイレ改修工事 (H28施工、130,210千円)	・改修工事計画に基づく実施
2	ふくしま海洋科学館	平成30年度以降 施設・設備改修計画(ふくしま海洋科学館)(H30～H34)	該当する (点検・診断結果なし)	ふくしま海洋科学館改修工事(2期工事)(H29施工、110,383千円)	・指定管理者からの要望(屋根ガラスシーリング劣化による雨漏り発生等)による
3	福島県男女共生センター	福島県男女共生センター修繕計画(H28～H82)	該当する (調査・診断結果あり)	中央監視システム更新工事(H29施工、67,480千円)	・修繕計画に位置づけられ、交換部品の製造終了に伴い早期の更新が必要
4	福島県女性のための相談支援センター	なし	-	居室改修工事(H28施工、7,991千円)	・多子世帯の保護等へ対応する居室の拡張
5	浄土平レストハウス	なし	-	給気設備修繕工事(H29施工、2,914千円)	・委託管理者からの報告(厨房内給気ファンの動作停止故障)による
6	福島県産業交流館	なし	-	吸収冷温水機定期整備及び操作盤改修工事(H29施工、9,396千円)	・指定管理者からの要望(設置操作盤の製造中止に伴う早期更新が必要)による
7	ふくしま県民の森	公3施設(総合緑化センター、ふくしま県民の森、昭和の森)修繕計画表(毎年度)	単年度計画であり、中・長期計画に該当しない	ビジターセンターカフェ・ロビー床張替改修工事(H29要求、8,190千円)	・指定管理者からの要望(床板剥がれ等)に基づく修繕計画による
8	あづま総合運動公園	公園施設長寿命化計画調書(都市公園別)(H25～H74)	該当する (健全度調査結果あり)	体育館外壁更新設計業務委託(H29施工2,700千円)	・健全度調査結果(外壁材の浮き等)を反映した長寿命化計画調書に基づく実施(予防保全)
9	福島県立南会津病院	今後の修繕計画(H29～H33)	設備のみを対象にしており、建物の中・長期計画に該当しない	空調設備大規模改修(H28施工、38,559千円)	・管理業務委託業者からの報告(空調設備(天井ファンコイルユニット)からの漏水)による
10	福島県文化財センター白河館	なし	-	自動制御監視装置更新工事(H29施工、8,964千円)	・保守点検での指摘に基づく更新
11	福島県立図書館	なし	-	屋上防水工事(H29施工、90,413千円)	・職員の雨漏り発生状況の確認による
12	福島県立美術館	美術館施設工事等5か年計画(H30～H34)	該当する (点検・診断結果なし)	屋根修繕工事(H27施工、86,223千円)	・職員の雨漏り発生状況の確認による
13	福島県立博物館	なし	-	屋根葺き替え修繕工事(H28要望、808,118千円)	・法定点検結果(要是正・屋根破損)による
14	福島県いわき海浜自然の家	なし	-	野當場屋根塗装工事(H27要望、14,786千円)	・指定管理者からの要望(屋根塗装剥落等)による
15	郡山運転免許センター	郡山運転免許センター施設改修計画	単年度計画であり、中・長期計画に該当しない	空調設備改修工事(H28施工、9,936千円)	・部品供給終了に伴う機器更新

※主な修繕工事:H27～H29に要望又は施工した建築工事(建築設備含む)から抽出

5 様々な利用者に配慮した機能整備について

《着眼点3：様々な利用者に配慮した機能が適切に整備されているか。》

総務省指針において、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係関係会議決定）の考え方を踏まえた、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進に係る方針が示され、また、長寿命化指針においては、当指針により期待できる機能性の向上として、ユニバーサルデザイン導入による人口構成変化への対応が挙げられるなど、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化による共生社会実現に向けた更なる取組が求められている。

本県における県有施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化については、人にやさしいまちづくり条例（平成7年福島県条例第22号）やふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針（以下「公共施設等UD指針」という。）等により推進されている。人にやさしいまちづくり条例においては、「県は、自ら設置し、又は管理する公益的施設をすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする」と規定し、当条例施行（平成8年4月1日）後に県が新築等を行う公益的施設は、全て整備基準に適合するように設計・工事され、その適合証（以下「やさしさマーク」という。）を申請すれば交付されることとなる（条例施行前に新築等した公益的施設でも、申請が整備基準に適合すれば交付される）。公共施設等UD指針については、土木部が施工監督する設計・工事（一部除外あり）について、特記仕様書に検討（工事）を行う公共施設等UD指針の基本方針を記載し、進捗段階に合わせて基本方針を具体化するUD実施箇所調査の作成・チェックを行うことにより、各事業における設計段階から工事完了及び供用に至るまで、公共施設等UD指針に基づく一貫した整備を推進している。

以上のことを踏まえ、着眼点3のポイントを、（1）人にやさしいまちづくり条例の基準への適合、（2）公共施設等UD指針の基本事項等への適合として、対象施設の主な建物について検証した。なお、公共施設等UD指針には多数の基本事項・配慮事項があるが、敷地内駐車場、建物正面玄関から上階（2階以上の場合）への利用者動線に係る通路・出入口・受付・廊下・階段・エレベーターや、トイレ・授乳室・案内誘導サインに着目し、その主な21項目を抽出して実施した。対象施設ごとの結果は表4-1、4-2のどおりであり、全体的にまとめた結果は以下のとおりである。

（1）人にやさしいまちづくり条例の整備基準への適合

やさしさマークの交付状況について、15施設のうち3施設（福島県文化センター、ふくしま県民の森、郡山運転免許センター）において、その交付申請を行っておらず、交付を受けていない建物がある。

また、整備基準に適合した設備等に係る劣化・破損状況等の点検・確認について、福島県産業交流館で一部実施（視覚障がい者誘導用ブロックの破損確認・補修）していたが対象全体に対しては行っておらず、やさしさマークの交付を受けた全13施設において、その対象設備等全体の把握、点検・確認が行われていない。これによる問題点として、視覚障がい者誘導用ブロックについて、本館入口の位置移動に対応しておらず途切れているもの（ふくしま海洋科学館）、破損したままで補修していないもの（福島県男女共生センター、福島県立博物館）が見受けられた。

（2）公共施設等UD指針の基本事項等への適合

敷地内通路に関する2項目について、全15施設が適合（適合に「該当なし」含む。以下同じ。）している。施設内の出入口・廊下・階段・受付に関する5項目について、「スロープ」は全15施設、「ゆとり幅員」は14施設、「手すり」は12施設と、7割以上の施設が適合しているが、「総合案内坂」は9施設、「車いす利用者用カウンター」は5施設の適合に留まっている。エレベーターに関する2項目について、「車いす利用者利用可能」は全15施設、「視覚障がい者可能」は12施設と、7割以上の施設が適合している。トイレに関する3項目について、「みんなのトイレ（多目的トイレ）」は公共施設等UD指針にある「みんなのトイレ」全ての事項を満たすものではないが、車椅子利用者等に配慮した多目的トイレを全15施設が整備しており、おおむね適合している。このうち、トイレ内の「ベビーチェア又はおむつ交換」は9施設、「オストメイト」は4施設の適合に留まっている。授乳室等に関する2項目について、「授乳室」は10施設、このうち、授乳室内の「ベビーベッド」は8施設の適合に留まっている。案内・誘導に関する5項目について、「視覚障がい者誘導用ブロック」は12施設、「ピクトグラム」は11施設と、7割以上の施設が適合しているが、「外国語」は7施設、「点字サイン」は5施設、「音響案内」は1施設の適合に留まっている。

以上の点を総合すると、公共施設等UD指針において、人にやさしいまちづくり条例の基準と共通する項目についておおむね整備されているが、それ以外のより幅広い対象者に関する項目に適合しない施設が多くなっている。今回の監査で抽出した項目に限っても、全ての項目に適合する施設はなく、総じてユニバーサルデザイン化の機能整備が十分とは言えない。

また、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした今後のユニバーサルデザイン化の取組については、その競技会場となる1施設（あづま総合運動公園の「球場の車いす用昇降機の設置、多目的トイレの増設、エレベーターの設置」と、その他の4施設（ふくしま海洋科学館の「コーナーサインの多言語化（韓国語・中国語）」、浄土平レストハウスの「トイレ改修、サイン整備等予定」、福島県立博物館の「表示案内の多言語化、無線LANの整備（要望したが未採択）」、福島県立美術館の「外国人入館者数の独自調査」）以外に回答はなく、今後、更なる機能整備を図る方針・計画は見られない。

【表4-1 人にやさしいまちづくり条例の整備基準への適合】

行政監査職員調査時現在

No.	施設名	建物名(公益的施設)	公益的施設の設置時期(H8.4.1条例施行の前か後か)	やさしさマーク交付の有無(有:交付年度、無:問題点)	整備基準に適合する設備等の点検・確認状況(実施なしの理由、調査で確認した問題点)
1	福島県文化センター	文化会館	前	なし(交付申請が行われていない)	-
		歴史資料館	前		
2	ふくしま海洋科学館	ふくしま海洋科学館	後	あり(H12)	・実施なし(やさしさマーク交付時の適合箇所が不明、敷地内の視覚障がい者誘導用ブロックが本館入口の位置移動に対応しておらず途切れている)
		アクアマリンえっぐ	後	あり(H22)	
3	福島県男女共生センター	男女共生センター	後	あり(H13)	・実施なし(やさしさマーク交付時の適合箇所が不明、敷地内通路に設置している視覚障害者誘導用ブロックの一部が欠落、修理が行われていない。)
4	福島県女性のための相談支援センター	女性のための相談支援センター	後	あり(H16)	・実施なし(やさしさマーク交付時の適合箇所不明)
5	浄土平レストハウス	浄土平レストハウス	前	あり(H6)	・実施なし(やさしさマーク交付時の適合箇所不明)
6	福島県産業交流館	福島県産業交流館(ビッグパレットふくしま)	後	あり(H10)	・直近29年5月一部実施(やさしさマーク交付時の適合箇所不明)
7	ふくしま県民の森	ふくしま県民の森管理棟(ビジターセンター)	後	なし(交付申請が行われていない)	-
		ふくしま県民の森森林学習館	前	あり(H14)	
		ふくしま県民の森森林館	前	あり(H14)	
8	あづま総合運動公園	県営あづま総合体育館	前	あり(H5)	・実施なし(やさしさマーク交付時の適合箇所不明)
9	福島県立南会津病院	福島県立南会津病院	前	あり(H14)	・実施なし(やさしさマーク交付時の適合箇所不明)
10	福島県文化財センター白河館	福島県文化財センター白河館	後	あり(H13)	・実施なし(やさしさマーク交付時の適合箇所不明)
11	福島県立図書館	福島県立図書館	前	あり(H5)	・実施なし(やさしさマーク交付時の適合箇所不明)
12	福島県立美術館	福島県立美術館	前	あり(H5)	・実施なし(やさしさマーク交付時の適合箇所不明)
13	福島県立博物館	福島県立博物館	前	あり(H11)	・実施なし(やさしさマーク交付時の適合箇所が不明、敷地内通路に設置している視覚障害者誘導用ブロックの一部が欠落、修理が行われていない。)
14	福島県いわき海浜自然の家	いわき海浜自然の家	後	あり(H17)	・実施なし(やさしさマーク交付時の適合箇所不明)
15	郡山運転免許センター	郡山運転免許センター	後	なし(交付申請が行われていない)	-

【表4-2 公共施設等UD指針の基本事項等への適合】

行政監査職員調査時現在

施設名	敷地内通路		出入口、廊下、階段、受付					エレベーター		トイレ			授乳室等		案内・誘導			東京オリンピック・パラリンピックを契機としたUD化の取組		
	車いす使用者用	緩やか勾配	ゆとり幅員	手すり	総合案内板	スロープ	車いす使用者用カウンタ	車いす使用者利用可能	視覚障がい者利用可能	多目的トイレ（多目的トイレ）	おむつ交換	ベビーチェア	オストメイト	授乳室	ベビーベッド	視覚			触覚	聴覚
																ピクトグラム	外国語		点字サイン	視覚障がい者誘導用ブロック
1 福島県文化センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし
2 ふくしま海洋科学館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	コーナーサインを多言語対応とした。(韓国語・中国語)
3 福島県男女共生センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし
4 福島県女性のための相談支援センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし
5 浄土平レストハウス	※1	※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	トイレ改修、サイン整備等を実施予定(H30・噴火警戒レベル上昇により工事中断)
6 福島県産業交流館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし
7 ふくしま民の森	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし
8 あづま総合運動公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	球場の車いす用昇降機設置、多目的トイレの増設、エレベーターの設置
9 福島県立南会津病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし
10 福島県文化財センター白河館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし
11 福島県立図書館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし
12 福島県立美術館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	外国人入館者数の独自調査
13 福島県立博物館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	表示案内の多言語化、無線LANの整備を要望(未採択)
14 福島県いわき海浜自然の家	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし
15 郡山運転免許センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし

※1 別団体が所有管理しているため該当なし

※2 平屋造り、一般利用エレベーターの設置なし

※3 救護室を兼用

※4 運転免許対象者のため該当なし

空欄は設置なし

6 個別施設計画の策定について

《着眼点4：個別施設計画の策定がその目的の達成に向け計画的に進められているか。》

個別施設計画策定通知において、総合管理計画の施設類型「庁舎等その他の県有建物」を一括して個別施設計画を策定することは不合理と考えられ、それぞれの用途・特性に応じた単位ごとに策定するとされていた。その後の個別施設計画サンプル版通知においては、施設類型「庁舎等その他の県有建物」と「県立病院事業施設」の県有建物について、部局内の各該当施設を一括して作成する個別施設計画サンプル版が示され、この形式に沿った形で計画（素案）を作成することとされた。このため、これらの施設における実質的な作業が、個別施設計画サンプル版通知とその説明会（平成30年9～10月開催）以降となっている。

行政監査対象15施設中14施設がこの県有建物に属しているが、関係部局等においては、個別施設計画の策定を進めるに当たり、個別施設計画サンプル版通知で示された計画策定スキーム（平成30年度：「個別施設計画（素案）を作成する上で必要となる資料」の提出、平成31年度：「個別施設計画（素案）」の提出、平成32年度：個別施設計画の策定及び営繕協議・予算要求、平成33年度：事業執行）に沿って、部局等内関係機関の事務分担やスケジュールの方針を定めることが必要となっている。

また、個別施設計画の目的に関連する内容として、総合管理計画の「計画策定の趣旨及び位置付け」に、「公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、長寿命化・統廃合・更新などを計画的に行うことにより、県民の安全・安心を確保するとともに、財政負担の軽減・平準化を図る」とあり、個別施設計画策定通知の「個別施設計画の策定目的」に、「メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進することを目的とします」とある。

個別施設計画が総合管理計画の実行的な計画として有効に機能するためには、目標や、計画期間の年度別実施計画（対策内容・費用等）を明確に設定し、目標の達成に向けて進行管理することが重要である。

以上のことを踏まえ、着眼点4のポイントを、（1）個別施設計画策定の進捗状況、（2）個別施設計画の目標、計画期間の年度別実施計画の設定として検証した。なお、これから策定する段階にある14施設については、計画（素案）のひな形となる個別施設計画サンプル版を対象として検証した。監査対象施設ごとの個別施設計画策定の進捗状況については表5のとおりであり、全体的にまとめた結果は以下のとおりである。

（1）個別施設計画策定の進捗状況

インフラ施設のあづま総合運動公園は、平成27年3月に福島県公園施設長寿命化計画を策定済みであるが、その他の14施設は未策定となっている。

未策定施設のうち、福島県文化センター、ふくしま海洋科学館、福島県女性のための相談支援センター、浄土平レストハウス、福島県産業交流館、福島県立南会津病院の6施設は、策定単位（個別施設、部局等内施設全体など）や策定主体となる部局等関係機関の事務分担に係る方針が未定で、作業が開始されておらず未着手の状況にある。

（2）個別施設計画の目標、計画期間の年度別実施計画の設定

【福島県公園施設長寿命化計画（あづま総合運動公園）】

○目標

計画本文の「4. 計画対象公園施設」の「③選定理由」に、「計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する」、「9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果」に、「10年間でコスト削減額は752,860千円になる」と、目的・目標に類似する表現があるが、計画の目標を明確に示す事項はない。

○計画期間の年度別実施計画

計画本文に計画期間「平成27年度～平成36年度（10箇年）」に係る年度別実施計画の記載はないが、別紙公園施設長寿命化計画調書において、公園別・公園内施設別に、計画期間の年度別の対策内容・費用等を記載した表により明確に示している。

【個別施設計画（あづま総合運動公園以外の14施設対象）】

○目標

個別施設計画サンプル版本文に「1 計画策定の趣旨」の事項があり、そこに「総合管理計画に基づき、〇〇〇〇部が管理する建物施設について、個別施設計画を策定します。」との記載があるが、「～の達成を目指し」、「～をどうするため」等、目標に関する内容の記載がなく、個別施設計画サンプル版に沿って個別施設計画が策定されると、目標が明確でないものとなる。

○計画期間の年度別実施計画

個別施設計画サンプル版本文等に以下の内容があるが、計画期間（平成32年度～平成41年度）の年度別実施計画に関する記載がなく、個別施設計画サンプル版に沿って個別施設計画が策定されると、計画期間の年度別実施計画が明確でないものとなる。

- ・個別施設計画サンプル版本文「6 対策費用」：将来的な大規模改修工事、建替工事、部分修繕、解体工事に係る経費に係る経費の今後30年間の見込み
- ・個別施設計画（施設ごと）：大規模改修、建替及び解体の施工年度（想定）と施工費用（想定）
- ・「計画（素案）を作成する上で必要となる資料」の「長期修繕計画表」：長寿命化対象施設の建物ごとの目標使用年数の残年数期間に係る必要となる概算工事費、修繕時期
- ・「計画（素案）を作成する上で必要となる資料」の「中長期的な経費の見込み」：施設ごと、建物ごとの今後30年間（平成33年度～平成62年度）の年度別、工種別経費見込み
- ・「計画（素案）を作成する上で必要となる資料」の「工事等計画一覧表」：長期修繕計画表及び中長期的な経費の見込みを参考とした、平成33年度～平成35年度の3年度分の優先順位を付した部局等内の年度別工事一覧

【表5 個別施設計画の策定状況】

行政監査職員調査時現在

No.	施設名	現 状		部局等の方針(策定済の場合は計画内容)	
		策定済・検討中・未着手	検討状況(策定済の場合は計画名)	作成主体(課等)、単位(部局全体、施設別等)	計画期間
1	福島県文化センター	未着手	該当なし	未定	未定
2	ふくしま海洋科学館	未着手	該当なし	未定	未定
3	福島県男女共生センター	検討中	部として個別施設計画作成スケジュールを決定・周知	・生活環境総務課 ・部全体(施設類型「庁舎等その他の県有建物」)	平成32年度から平成41年度まで
4	福島県女性のための相談支援センター	未着手	該当なし	未定	未定
5	浄土平レストハウス	未着手	該当なし	未定	未定
6	福島県産業交流館	未着手	該当なし	未定	未定
7	ふくしま県民の森	検討中	部として計画素案の作成に関する主管課と各財産管理者の事務分担の方針を決定・周知	・農林総務課 ・部全体(施設類型「庁舎等その他の県有建物」)	平成32年度から平成41年度まで
8	あづま総合運動公園	策定済	福島県公園施設長寿命化計画(平成26年度策定)	・まちづくり推進課 ・施設類型「公園施設」(都市公園6公園)	平成27年度から平成36年度まで
9	福島県立南会津病院	未着手	該当なし	未定	未定
10	福島県文化財センター白河館	検討中	教育委員会として建物施設別の個別施設計画(素案)を作成する上で必要となる資料の提出について決定・周知	・施設財産室 ・教育委員会全体(施設類型「庁舎等その他の県有建物」)	平成32年度から平成41年度まで
11	福島県立図書館	検討中	教育委員会として建物施設別の個別施設計画(素案)を作成する上で必要となる資料の提出について決定・周知	・施設財産室 ・教育委員会全体(施設類型「庁舎等その他の県有建物」)	平成32年度から平成41年度まで
12	福島県立美術館	検討中	教育委員会として建物施設別の個別施設計画(素案)を作成する上で必要となる資料の提出について決定・周知	・施設財産室 ・教育委員会全体(施設類型「庁舎等その他の県有建物」)	平成32年度から平成41年度まで
13	福島県立博物館	検討中	教育委員会として建物施設別の個別施設計画(素案)を作成する上で必要となる資料の提出について決定・周知	・施設財産室 ・教育委員会全体(施設類型「庁舎等その他の県有建物」)	平成32年度から平成41年度まで
14	福島県いわき海浜自然の家	検討中	教育委員会として建物施設別の個別施設計画(素案)を作成する上で必要となる資料の提出について決定・周知	・施設財産室 ・教育委員会全体(施設類型「庁舎等その他の県有建物」)	平成32年度から平成41年度まで
15	郡山運転免許センター	検討中	県警本部として平成32年度までの作業方針を決定し、長期修繕計画表の作成・提出を周知	・警務部施設設備課 ・警察本部全体(建物施設)	未定

第3 監査委員意見

1 監査結果の総括

不特定多数の県民等が利用する公の施設等から選定した15の県有一般利用施設を対象に、4つの着眼点から監査した結果、建物の定期点検の実施や様々な利用者に配慮した機能の整備等において十分でない点が見られるが、優先度の高い修繕工事を選定し、建物の修繕が効果的に実施されていると認められる。

また、個別施設計画については、その目的の達成に向け、目標や計画期間の年度別実施計画を明確に設定し、施設の老朽化や利用者の多様なニーズをよりの確に反映する計画として策定し、進行管理していくことが望まれる。

○建物の定期点検等について

「建物の定期点検が適切に実施され、その結果が蓄積されているか」を着眼点に、点検マニュアルに沿った建物の定期点検の実施、建物劣化状況表等の整備及び法定点検結果等の保管による点検結果等の蓄積を、そのポイントとして監査した。

点検マニュアルに沿って定期点検を全て実施しているのは1施設、建物劣化状況表等の整備及び法定点検結果等の保管により点検結果等を蓄積しているのは2施設に係る県機関に留まっており、総体的に不十分となっている。

○建物の修繕について

「建物の修繕が効果的に実施されているか」を着眼点に、修繕等の中長期計画の策定、優先度の高い修繕工事の選定を、そのポイントとして監査した。

修繕等の中長期計画を策定し、これに基づき計画的に修繕等を実施している施設は少ないが、事後保全が中心となっている現在の修繕工事において、全ての施設が優先度の高い工事を選定しており、総体的に、修繕工事が効果的に実施されている。

ただし、修繕工事の選定において、法定点検等の結果が十分に活用されていない点が見られた。

○様々な利用者に配慮した機能整備について

「様々な利用者に配慮した機能が整備されているか」を着眼点に、人にやさしいまちづくり条例の整備基準への適合、公共施設等UD指針の基本事項等への適合を、そのポイントとして監査した。

人にやさしいまちづくり条例について、やさしさマーク交付後の点検に十分でない点が見られるが、ほとんどの施設がその整備基準に適合し、やさしさマークの交付を受けている。公共施設等UD指針については、その機能整備が十分でない点が見られるが、施設の改修時に当該指針に適合する仕組みができており、総体的に機能が整備されている。

○個別施設計画の策定について

「個別施設計画の策定がその目的の達成に向け計画的に進められているか」を着眼

点に、個別施設計画策定の進捗状況、個別施設計画の目標、計画期間の年度別実施計画の設定を、そのポイントとして監査した。

個別施設計画の策定に着手していない施設が見られるが、平成30年度に個別施設計画サンプル版や計画策定スキームが示され、平成32年度策定に向け計画的に進められている。ただし、個別施設計画等の内容に、目標や計画期間の年度別実施計画の設定について、明確でない点が見られた。

2 個別に検討改善を要する点

各監査対象機関における個別に検討改善を要する点は以下のとおりである。今回の監査の対象とならなかった機関においても、担当する事務事業の参考とし検討改善に努められたい。

○建物の定期点検等について

- (1) 建物の法定点検について、3年以内に1回実施していない、又は有資格者が実施していない施設が見られたので、建築基準法等に基づき適切に実施されたい。
(生涯学習課、観光交流課、図書館、社会教育課)
- (2) 建物の日常点検又は劣化度点検について、実施していない、又は実施回数が少ない施設が見られたので、点検マニュアルに沿って実施されたい。(文化振興課、生涯学習課、男女共生課、女性のための相談支援センター、観光交流課、森林保全課、県北建設事務所、南会津病院、社会教育課、文化財課、図書館、美術館、博物館、運転免許課)
- (3) 点検結果等の蓄積について、建物劣化状況表等を整備していない施設、法定点検又は劣化度点検の結果を保管していない施設に係る県機関が見られたので、点検マニュアル等に沿って整備・保管されたい。(文化振興課、生涯学習課、男女共生課、観光交流課、県北建設事務所、南会津病院、社会教育課、文化財課、図書館、美術館、博物館、運転免許課)
- (4) 劣化度点検の実施方法について、点検マニュアルにおいて、劣化度点検チェックシートにより法定点検を上回る数のポイントを点検することが示されているが、個別施設計画の長期修繕計画表に直接反映される点検であることを考慮し、点検者である施設管理者・担当者が、効率的かつ的確に実施できるよう、法定点検結果を活用する方法など、更なる技術的助言等を検討されたい。(営繕課)

○建物の修繕について

- (5) 建物の修繕工事の選定において、法定点検等の定期点検結果の活用が十分でない点が見られたので、各施設管理者におけるその有効活用を促進するため、定期点検結果の分析による助言等について検討されたい。(営繕課)

○様々な利用者に配慮した機能整備について

- (6) やさしさマークについて、申請を行っておらず交付を受けていない建物がある施設が見られたので、やさしさマークの交付申請について検討されたい。(文化

振興課、森林保全課、運転免許課)

- (7) やさしさマークの交付を受けている全ての施設において、やさしさマーク交付時の整備基準に適合した設備等を把握しておらず、対象設備等全体に係る劣化・破損状況等の点検・確認を行っていないので、その点検・確認を行い、必要に応じて整備を図られたい。(生涯学習課、男女共生課、女性のための相談支援センター、観光交流課、森林保全課、県北建設事務所、南会津病院、社会教育課、文化財課、図書館、美術館、博物館)
- (8) 公共施設等UD指針に沿った機能整備について、今回の監査で抽出した基本事項等の項目に限っても全てに適合する施設はなく、十分ではないことから、全ての施設においてユニバーサルデザイン2020行動計画を踏まえ、更なるユニバーサルデザイン化の充実に努められたい。(文化振興課、生涯学習課、男女共生課、女性のための相談支援センター、観光交流課、森林保全課、県北建設事務所、南会津病院、社会教育課、文化財課、図書館、美術館、博物館、運転免許課)

○個別施設計画の策定について

- (9) 個別施設計画策定の進捗について、計画策定に当たって必要な部局等の方針が未定となっている施設が見られるので、策定単位や策定主体(関係機関の事務分担)等の方針を早急に決定し、検討を進められたい。(企画調整課、保健福祉総務課、商工総務課、病院経営課)
- (10) 個別施設計画の目標、計画期間の年度別実施計画について、福島県公園施設長寿命化計画では目標に関する内容が明確でない。また、今後策定する施設の個別施設計画では、ひな形である個別施設計画サンプル版に目標及び計画期間の年度別実施計画に関する記載がなく、個別施設計画サンプル版に沿って策定されると、それらが明確でないものとなる。このため、今後の個別施設計画の改訂や策定において、目標や計画期間の年度別実施計画に関する記載について検討されたい。
(財産管理課、企画調整課、生活環境総務課、保健福祉総務課、商工総務課、農林総務課、まちづくり推進課、病院経営課、財務課施設財産室、施設装備課)

参考資料【施設の概要】

1 福島県文化センター

代表所在地	福島市春日町5番54号
設置目的・概要	<p>○福島県文化会館 県民の文化活動を促進し、県や地域の発展のための豊かな暮らしづくりに貢献していくことで、県の文化振興をはじめ、地域の活性化に寄与する。</p> <p>○福島県歴史資料館 県の歴史を明らかにする公文書、古文書、文献図書、民俗資料、考古資料を調査研究し、収集、整理、保存すると同時に、広く一般に展示公開し、学術研究に供するとともに、県民文化の振興と向上に寄与する。</p>
主な沿革	<p>昭和45年9月 開館</p> <p>昭和52年4月 遺跡調査部門を設立</p> <p>昭和59年7月 県立美術館・図書館の開館に伴い文化センター内の美術博物館を廃止</p> <p>平成23年3月 東日本大震災により施設・設備に被害が出たため休館。なお、被害の少なかった部分を一部開館</p> <p>平成24年9月 震災復旧・耐震工事完了により全面再開館</p>
施設用途区分 (固定資産台帳)	社会教育施設
敷地・建物面積	敷地面積26,525.36 m ² 、総延床面積 11,437.99m ²
主な建物名	文化会館、歴史資料館
直営・指定管理等 (指定管理者・委託者名)	指定管理 (公益財団法人福島県文化振興財団)
平成29年度 年間延べ利用者数	278,775人 (文化会館：262,526人、歴史資料館：16,249人)

2 ふくしま海洋科学館

代表所在地	いわき市小名浜字辰巳町50番地
設置目的・概要	海洋生物及び海洋文化・科学に関する展示・研究並びに環境保全に関する教育普及を実施するとともに、本県にふさわしい地域特性を生かした生涯学習の振興を図り、もって本県教育・文化の振興と生涯学習社会の実現に寄与することを目的とする。
主な沿革	平成12年7月15日 ふくしま海洋科学館オープン (愛称: アクアマリンふくしま) 平成18年4月1日 指定管理者による運営開始(「財団法人ふくしま海洋科学館」) 平成23年3月11日 東日本大震災により被災し休館 平成23年7月15日 再オープン 平成25年4月1日 指定管理者の名称が「公益財団法人ふくしま海洋科学館」に変更
施設用途区分 (固定資産台帳)	社会教育施設
敷地・建物面積	敷地面積56,189.52㎡、総延床面積15,126.90㎡
主な建物名	本館、アクアマリンえっぐ、水生生物保全センター
直営・指定管理等 (指定管理者・委託者名)	指定管理 (公益財団法人ふくしま海洋科学館)
平成29年度 年間延べ利用者数	532,256人

3 福島県男女共生センター

代表所在地	二本松市郭内1丁目196番地1
設置目的・概要	福島県男女共生センター「女と男の未来館」は、性別の違いにより行動や生き方を狭められたり、特定の仕事や役割がどちらか一方の性に偏ったりすることなく、女性も男性も個人として尊重され、互いに支え合い、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現を目指し、自己啓発や積極的な社会参加を通して、一人一人が主体的に男女共同参画についての問題に取り組み、豊かな人生を送るための実践的活動拠点として設置された。
主な沿革	平成12年10月31日 新築工事竣工（総事業費約50億円） 平成13年1月18日 福島県男女共生センター、愛称「女と男の未来館」として開館 平成18年4月1日 指定管理者制度に移行 「財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構」が管理運営 平成25年6月3日 指定管理者の名称が「公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構」に変更 平成26年4月1日～ 「公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構」が3期目の指定管理者の指定を受け、管理運営
施設用途区分 (固定資産台帳)	男女共生センター
敷地・建物面積	敷地面積16,149.46㎡、総延床面積7,250.90㎡
主な建物名	男女共生センター
直営・指定管理等 (指定管理者・委託者名)	指定管理 (公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構)
平成29年度 年間延べ利用者数	67,181人

4 福島県女性のための相談支援センター

代表所在地	福島市上浜町6番3号
設置目的・概要	女性保護事業の実施機関として、要保護女性等の早期発見に努め、相談、調査、判定・援助、一時保護及び長期保護、自立支援等を行う。
主な沿革	昭和32年5月14日 福島県信夫福祉事務所内（福島市内）に婦人相談所を開設（婦人保護施設建設中のため一時保護は福泉寺（福島市内）に委託） 昭和33年4月1日 婦人相談所及び婦人保護施設（しゃくなげ寮）（福島市内）として新築移転し、業務開始 平成16年4月1日 「女性のための相談支援センター」として新築移転し、業務開始
施設用途区分 （固定資産台帳）	福祉施設
敷地・建物面積	敷地面積3,490.88㎡、総延床面積1,867.24㎡
主な建物名	女性のための相談支援センター
直営・指定管理等 （指定管理者・委託者名）	直営
平成29年度 年間延べ利用者数	2,648人

5 浄土平レストハウス

代表所在地	福島市土湯温泉町鷲倉山 地内
設置目的・概要	県有観光施設等の適切な管理運営及び維持管理を図り、県民に健全な保養の場を提供し、もって県民生活の福祉の向上を図る。
主な沿革	昭和36年11月 浄土平レストハウス開館 昭和37年5月 県観光連盟が受託管理 (現:(公財)福島県観光物産交流協会) 平成5年10月 浄土平レストハウスリニューアルオープン 平成23年7月 磐梯吾妻スカイライン無料開放 平成30年9月～ 噴火警戒レベル上昇に伴う営業休止
施設用途区分 (固定資産台帳)	観光施設
敷地・建物面積	敷地面積5,115.41㎡、総延床面積1,391.54㎡
主な建物名	浄土平レストハウス
直営・指定管理等 (指定管理者・委託者名)	委託 (公益財団法人福島県観光物産交流協会)
平成29年度 年間延べ利用者数	188,301人

6 福島県産業交流館

代表所在地	郡山市南二丁目52番地
設置目的・概要	人・モノ・情報の交流を通じて、本県産業の振興と地域の活性化を図るため、コンベンションや会議・展示会などを幅広く開催できる施設として整備。
主な沿革	平成10年10月 産業交流館オープン (愛称：ビッグパレットふくしま) 平成23年3月 東日本大震災のため一時休館 (平成23年8月31日まで避難所として使用。平成23年度から平成24年度にかけて災害復旧工事実施) 平成24年6月 産業交流館再オープン
施設用途区分 (固定資産台帳)	商工施設
敷地・建物面積	敷地面積50,000.00㎡、総延床面積23,258.00㎡
主な建物名	福島県産業交流館
直営・指定管理等 (指定管理者・委託者名)	指定管理 (公益財団法人福島県産業振興センター)
平成29年度 年間延べ利用者数	509,110人

7 ふくしま県民の森

代表所在地	安達郡大玉村玉井字長久保 地内
設置目的・概要	県民に森林とのふれあいを通じて自然の大切さを学ぶ場及び保健休養の場を提供することにより、自然との共生に関する理解の向上に資する。
主な沿革	昭和47年 明治100年記念事業の一環として整備され、「福島県県民の森」開園 平成7年 オートキャンプ場整備に着手 平成9年 「ふくしま県民の森」に改称 キャンプ場名称を「フォレストパークあだたら」に決定 平成10年7月 オートキャンプ場オープン 財団法人フォレスト・エコ・ライフ財団に管理委託 平成18年 指定管理者制度を導入
施設用途区分 (固定資産台帳)	その他の農林水産施設
敷地・建物面積	敷地面積813,314.00㎡、総延床面積6,320.31㎡
主な建物名	管理棟（ビジターセンター）、展示館（森林学習館）、森林館、サテライトハウス、コテージ
直営・指定管理等 (指定管理者・委託者名)	指定管理 (公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団)
平成29年度 年間延べ利用者数	58,102人

8 あづま総合運動公園

代表所在地	福島市佐原字神事場1番地
設置目的・概要	昭和45年に明治百年事業の一つとして建設が計画され、福島県が緑のマスタープランに基づき、スポーツ、レクリエーションを主体として整備を進めてきた広域都市公園であり、四季を通じて家族そろって楽しめる多目的レクリエーションの場として利用されている。
主な沿革	昭和47年11月 名称が福島県総合運動公園となる 昭和53年4月 テニスコート8面利用開始 昭和54年4月 名称があづま総合運動公園に変更となる 昭和61年9月 あづま球場利用開始 平成5年4月 あづま総合体育館利用開始 平成6年4月 あづま陸上競技場利用開始 平成7年10月 第50回国民体育大会秋季大会メイン会場 平成23年3～9月 東日本大震災・東電福島第一原子力発電所事故による避難所となる 平成25年6月 ネーミングライツ導入により、あづま陸上競技場の愛称が「どうほう・みんなのスタジアム」となる 平成29年3月 あづま球場が東京オリンピックの野球及びソフトボールの会場に指定される
施設用途区分 (固定資産台帳)	公園
敷地・建物面積	敷地面積997,942.82㎡、総延床面積37,472.68㎡
主な建物名	体育館、陸上競技場メインスタンド、野球場メインスタンド、サイクルスポーツ広場管理棟
直営・指定管理等 (指定管理者・委託者名)	指定管理 (公益財団法人福島県都市公園・緑化協会)
平成29年度 年間延べ利用者数	1,984,697人

9 福島県立南会津病院

代表所在地	南会津郡南会津町永田字風下14番1
設置目的・概要	豪雪地帯で、過疎化・高齢化が急速に進む南会津地域唯一の病院として、当地域の医療機関の中核の役割を担う。
主な沿革	昭和18年10月 日本医療団田島病院として発足 昭和24年7月 日本医療団解散に伴い県立田島病院として引き継ぐ 平成7年4月 現在地に移転し県立南会津病院を開院 平成29年11月 院内に「みなみあいづ訪問看護ステーション」を開所
施設用途区分 (固定資産台帳)	病院
敷地・建物面積	敷地面積20,216.80㎡、総延床面積8,998.30㎡
主な建物名	病院庁舎
直営・指定管理等 (指定管理者・委託者名)	直営
平成29年度 年間延べ利用者数	入院患者数18,216人、外来患者数59,415人

10 福島県文化財センター白河館

代表所在地	白河市白坂一里段86番地
設置目的・概要	出土した遺物や記録写真、図面などの資料を収蔵・保管し、それを展示・体験学習等に活用することにより、県民の文化の振興に資する
主な沿革	平成13年7月 開館 平成16年2月 入館者10万人到達 平成18年4月 平成21年3月までの管理運営委託 平成19年4月 入館者20万人到達 平成21年4月 平成26年3月までの管理運営委託 平成22年4月 入館者30万人到達 平成26年2月 入館者40万人到達 平成26年4月 平成31年3月までの管理運営委託 平成29年9月 入館者50万人到達
施設用途区分 (固定資産台帳)	社会教育施設
敷地・建物面積	敷地面積51,794.00㎡、総延床面積5,480.02㎡
主な建物名	本館棟、収蔵庫棟
直営・指定管理等 (指定管理者・委託者名)	指定管理 (公益財団法人福島県文化振興財団)
平成29年度 年間延べ利用者数	入館者数28,102人

1 1 福島県立図書館

代表所在地	福島市森合字西養山1番地
設置目的・概要	<p>設置目的：「図書館法」に基づき県民の教育と文化の振興を図るため「福島県立図書館条例」により設置。</p> <p>業務概要（条例より）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料を収集し、利用に供する ・図書館資料を適切に分類配置し、目録を整備する ・他の図書館、国立国会図書館と連絡を密にし協力して図書館資料の相互貸借を行う
主な沿革	<p>昭和4年10月 開館（杉妻町）</p> <p>昭和12年7月 改築のため仮館舎へ移転（舟場町）</p> <p>昭和16年3月 本館へ移転（杉妻町）</p> <p>昭和33年11月 新館開館（松木町へ移転）</p> <p>昭和59年7月 新館開館（森合字西養山へ移転）</p> <p>平成23年3～7月 東日本大震災被災のため休館</p> <p>平成23年7月～ 一部開館</p> <p>平成24年4月 災害復旧工事（設備）竣工・全館開館</p> <p>平成24年6月 災害復旧工事（建築）竣工</p>
施設用途区分 （固定資産台帳）	社会教育施設
敷地・建物面積	敷地面積60,500.00㎡、総延床面積9,017.48㎡
主な建物名	本館
直営・指定管理等 （指定管理者・委託者名）	直営
平成29年度 年間延べ利用者数	入館者数164,502人

1 2 福島県立美術館

代表所在地	福島市森合字西養山1番地
設置目的・概要	<p>福島県立美術館は、すぐれた芸術品にふれることによって、人びとの感受性を高め、情操を養い、憩いとよろこびの中に創造の手がかりを得る場として設けられた。</p> <p>このため、収蔵作品を充実し、活発な調査研究にもとづく展示・普及の事業を積極的に推進するとともに、美術に関するさまざまな情報の提供に寄与する。</p>
主な沿革	<p>昭和59年 美術館開館（7月）</p> <p>平成12年～ 屋根・空調・展示室改修工事</p> <p>13年</p> <p>平成24年 震災復旧工事</p> <p>平成27年 空調設備等改修工事／屋根修繕工事</p>
施設用途区分 (固定資産台帳)	社会教育施設
敷地・建物面積	敷地面積60,324.16㎡、総延床面積9,586.24㎡
主な建物名	展示館
直営・指定管理等 (指定管理者・委託者名)	直営
平成29年度 年間延べ利用者数	年間観覧者数47,545人

1 3 福島県立博物館

代表所在地	会津若松市城東町1番25号
設置目的・概要	福島県の多様な歴史・文化が生み出した遺産とその背景にある自然に関する資料を収集・保存し、大切に未来へ引き継ぐとともに、研究を通して、資料の持つ価値を明らかにし、それらの成果を展示や教育普及事業などの場で公開・情報発信する。
主な沿革	昭和61年 県立の総合博物館として開館 平成23年 東日本大震災の発生により休館（4/10まで） 平成25年 企画展「八重の桜」開催 平成28年 開館30周年記念式典開催
施設用途区分 (固定資産台帳)	社会教育施設
敷地・建物面積	敷地面積37,269.60㎡、総延床面積11,071.44㎡
主な建物名	展示館
直営・指定管理等 (指定管理者・委託者名)	直営
平成29年度 年間延べ利用者数	71,463人（常設展54,950人、企画展16,513人）

1.4 福島県いわき海浜自然の家

代表所在地	いわき市久之浜町田之網字向山53番地
設置目的・概要	恵まれた自然環境の中で集団宿泊指導等を行うことにより心身ともに健全な青少年を育成するとともに、県民に体験活動の場を提供することにより生涯学習の振興に資する。
主な沿革	平成8年7月 設置 (参考：施設管理者の推移) 平成8年7月 (財)福島県海浜自然の家による管理運営委託 平成10年4月 (財)福島県自然の家による管理運営委託 平成18年4月 (財)福島県自然の家による指定管理 平成21年4月 県直営 平成23年11月 (財)いわき市教育文化事業団による指定管理 平成26年4月 (公財)いわき市教育文化事業団による指定管理
施設用途区分 (固定資産台帳)	社会教育施設
敷地・建物面積	敷地面積363,236.00㎡、総延床面積6,095.08㎡
主な建物名	本館、体育館、ロッジ10棟
直営・指定管理等 (指定管理者・委託者名)	指定管理 (公益財団法人いわき市教育文化事業団)
平成29年度 年間延べ利用者数	40,194人 (学校教育団体14,174人、社会教育団体等26,020人)

1 5 郡山運転免許センター

代表所在地	郡山市大槻町字美女池上14番地 6
設置目的・概要	自動車等運転免許の試験、運転免許証の作成及び交付、運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞
主な沿革	平成 8 年12月 郡山運転免許センターとして新築 平成 9 年 4 月 業務開始
施設用途区分 (固定資産台帳)	警察庁舎
敷地・建物面積	敷地面積32,224.00㎡、総延床面積7,496.70㎡
主な建物名	警察庁舎
直営・指定管理等 (指定管理者・委託者名)	直営
平成29年度 年間延べ利用者数	140,174人